四国電力株式会社　御中

四国電力用　記入例　**型番：PJ1A-B591A／B**

太陽光発電の設置に伴う系統連系および電力受給契約申込書

私は、「太陽光発電設備の系統連系および電力受給に関する契約要綱［低圧受給］」（以下「契約要綱」という。）の内容を了承のうえ、貴社に対し、下記のとおり発電設備を貴社の電力系統に連系し、かつ、その電力受給契約を申し込みます。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、本申込みは撤回するものとし、本申込みに基づく貴社との契約が既に成立している場合であっても、当該契約が貴社によって当然に解除されることに同意します。

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合
- 貴社が、再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
- 受給開始希望日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます。）
- 貴社が契約要綱に基づき算定した発電設備の系統連系に必要な費用を、貴社の定める支払期日までに支払わない場合

また、本申込みに関して、以下の点についても、併せて同意します。

- 私が本申込みを撤回した場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと
- 私が、貴社に対して再エネ特措法施行規則第6条第1項第3号に定める年間360時間までの出力抑制について補償を求めないこと
- 私が、貴社からの求めに応じ、出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること

【申込者】（以下、太枠内の各項目につきご記入ください。）

申込日	平成　　年　　月　　日		
現住所	（〒　　－　　）	電話番号	ご自宅　－　－
			携帯電話　－　－
（フリガナ）			
電力受給契約のご契約名義	印		

【申込内容】

区分（いずれかに○）	新規・変更・廃止		
工事区分	太陽光発電用開閉器（ブレーカー）等の電気工事　（いずれかに○）	実施する・実施しない	
設置場所（需要場所）	住所　（〒　　－　　）	電話番号	ご自宅　－　－
			携帯電話　－　－
連系発電設備	太陽電池最大出力	（　　kW）→　　kW	連系方式　交流 単 相 3 線式 100/200 V
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ定格出力	（　　kW）→ 5.900 kW	認定発電設備ID※1
	その他発電設備等の連系状況（該当していれば○）	燃料電池・ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ（ｶﾞｽﾀｰﾋﾞﾝ）・蓄電池・その他（　　）	
系統連系・受給開始希望日※2	平成　　年　　月　　日	廃止希望日	平成　　年　　月　　日
配線方式※3（いずれかに○）	①余剰配線	－	
	②全量配線	他の電気の需給契約がない場所に設置	
	③全量配線	他の電気の需給契約がある場所（原需要場所）に設置［建物の屋根・屋上または構内（駐車場等）］ ◆ **以下の「需要場所についての特別措置」の適用お申込みが必要となります。**	

「需要場所についての特別措置」の適用お申込み欄

◆ 配線方式が「③全量配線」の場合は、以下をご確認・ご記入ください。
（「①余剰配線」または「②全量配線」の場合はご確認・ご記入は不要です。）

次のご確認事項をご承諾のうえ、電気供給約款附則「需要場所についての特別措置」の適用を申込みます。［□にチェック（レ）］

［ご確認事項］

- □ 特例区域等へ設置する設備は、認定発電設備およびその付随設備（発電に必要な電灯その他これに準ずるもの）のみである。
- □ 特例区域等および非特例区域等における検針・保守保安等の業務を当社が実施するにあたり、互いの需要場所を経由することに双方の契約者が同意している。
- □ 原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されている。
- □ 特例区域等への供給設備の形成に伴う工事費は、お客さまが全額負担する。
- □ 原需要場所に、既に認定発電設備等設置に伴う特例区域等が設定されていない。

・原需要場所（認定発電設備等を設置する建物・構内）のお客さま番号　□□□－□□□□－□□－□□□□（認定発電設備等と原需要場所の新設申込みを同時に行う場合は記入不要）

・認定発電設備等の引込方式（いずれかに○）

	2 引込方式	引込柱から個別に引込線を施設する方式
	引込口分岐方式	引込口から特例区域等と非特例区域等へ配線分岐する方式

【振込先】　◆ 一部お取扱いできない金融機関もございますのでご了承ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行 金庫 組合	支店 支所	預金種別：普通 ／ 当座　口座番号（右づめ）
	金融機関ｺｰﾄﾞ		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号（右づめ）	
（フリガナ）			
口座名義			

【系統連系後の緊急時のご連絡先】

ご連絡先が申込者ご本人様以外の場合にご記入ください。

責任者名	
電話番号	

（※1）「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづく認定発電設備ＩＤをご記入ください。
（※2）新規・変更の場合は、お申込みから連系までの間に、一定の期間が必要となる場合がありますので、ご了承ください。
（※3）余剰配線とは、発電された電気が自家消費されることを前提とするものをいい、全量配線とは、発電された電気が自家消費されずに当社系統へ連系されることをいいます。（この場合の自家消費とは、連系に伴い最低限必要なインバータ等の負荷設備分の自家消費を除きます。）

【添付資料】

①系統連系技術要件検討書，②保護継電器整定一覧表，③発電設備の運転計画書，④発電設備に関する資料，⑤逆変換装置に関する資料，⑥電気設備の単線結線図，⑦制御電源・回路に関する資料，⑧その他の機器に関する資料，⑨認定通知書（写），⑩その他
（ただし、連系設備の逆変換装置が認証登録品の場合については、JET認証証明書の写しを添付することで、①・②・③・⑤・⑦は省略できます。）

本申込みにより取得する個人情報は、電気事業における電気の受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全、関連するアフターサービスなどに関する情報のお知らせ等のために利用いたします。

四国電力記入欄	販売先確認	受付年月日	平成　　年　　月　　日	お客さま番号
		連系承諾年月日	平成　　年　　月　　日	－　－　－　－

H27.2